

朝鮮銀行、台湾産業金庫、樺太食糧管団及び国際電
気通信株式会社の特殊清算等により政府に帰属すべ
き財産の処理に関する政令案要綱

旧朝鮮総督府特別会計、旧台湾総督府特別会計又は旧樺太庁特
別会計から出資のあつた朝鮮銀行、台湾産業金庫、樺太食糧管団
及び国際電気通信株式会社の特殊清算等により政府に帰属すること
となつた次に掲げる資産を一般会計に帰属するものとして処理す
ることとすること。

- 1 旧朝鮮総督府特別会計の朝鮮銀行に係る同行の新会社である
日本不動産銀行の株式等の資産
- 2 旧台湾総督府特別会計の台湾産業金庫に係る同金庫の特殊整
理により生じた残余財産分配金等の資産
- 3 旧樺太庁特別会計の樺太食糧管団に係る同管団の特殊整理に
より生じた残余財産分配金
- 4 旧朝鮮総督府特別会計及び旧台湾総督府特別会計の国際電気
通信株式会社に係る同株式会社の清算分配金等の資産

裏
面
白
紙

朝鮮銀行、台湾産業金庫、樺太食糧営団及び国際電気通信株式会社の特殊清算等により政府に帰属すべき財産の処理に関する政令

内閣は、政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（昭和二十一年法律第二十一号）第十四条の規定に基き、この政令を制定する。

政府は、旧朝鮮総督府特別会計、旧台湾総督府特別会計又は旧樺太庁特別会計に係る資産で次に掲げるものは、一般会計に帰属するものとして処理するものとする。

一 朝鮮銀行の新会社（閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九条の三第三項第四号に規定する新会社をいう。）として同令の規定により設立された株式会社日本不動産銀行の株式のうち朝鮮銀行に対する旧朝鮮総督府特別会計からの出資の額に依りて割り当てられたもの並びに朝鮮銀行が同会計に対し支払うべき利益配当金及び利子で信託されているものに係る債権その他朝鮮銀行

行に対する同会計からの出資に基く債権

二 台湾産業金庫の特殊整理（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二条第一項第七号に規定する特殊整理をいう。）以下次号において同じ。）により生じた残余財産及び同金庫の新会社（同令第十七条第一項第二号に規定する新会社をいう。）として同令の規定により設立された株式会社台湾農漁業器材供応社の株式のうち同金庫に対する旧台湾総督府特別会計からの出資に係る分配金及び株式

三 樺太食糧営団の特殊整理により生じた残余財産のうち同営団に対する旧樺太庁特別会計からの出資に係る分配金

四 国際電気通信株式会社の企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）第三十二条の規定による解散に伴う清算により生じた残余財産のうち同株式会社に対する旧朝鮮総督府特別会計及び旧台

湾総督府特別会計からの出資に係る分配金（同法第十八条に規定する決定整備計画の定めるところに従い交付された同株式会社の第二会社たる電気興業株式会社の株式を含む。）
、当該株式につき電気興業株式会社の増資により交付された株式及び金銭並びにこれらの株式に係る配当金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

旧朝鮮總督府特別會計、旧台湾總督府特別會計又は旧樺太庁特別會計から出資のあつた朝鮮銀行、台湾産業金庫、樺太食糧営団及び国際電気通信株式会社の特種清算等により政府に属することとなつた財産を一般會計に帰属するものとして処理することとする必要があるからである。

参照条文

政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（抄）

（昭和二十一年法律第二十一号）

第一条 左の法律及び勅令は、これを廃止する。

台湾總督府特別会計法

樺太庁特別会計法

明治四十三年勅令第四百六号（朝鮮總督府特別会計に関する勅

令）

附 則

第十四条 朝鮮總督府、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金、朝鮮食糧管理、台湾總督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の各特別会計の廃止に関して必要とする規定は、勅令でこれを定める。

企業再建並備法（抄）

（昭和二十一年法律第四十号）

第三十二条 特別控埋株式会社は、決定並備計画に定める解散の事由に因り解散する。